

提 案 理 由

議案第45号 養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

理 由 本件は、令和5年6月9日に公布された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正及び関係政令が公布され、マイナンバーカードと健康保険証を一体化して被保険者証を廃止することが令和6年12月2日から施行されること等に伴い、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、令和6年12月2日などである。

【改正内容】

国民健康保険被保険者証の返還に係る規定の改正等を行うもの